

寿海荘 施設利用料金表

要介護度	利用料段階	介護費用	食費	居住費	合計
要介護1	第1段階	23,022	9,000	0	32,022
	第2段階	23,022	11,700	11,100	45,822
	第3段階①	23,022	19,500	11,100	53,622
	第3段階②	23,022	40,800	11,100	74,922
	第4段階 (1割)	23,022	45,900	25,650	94,572
	第4段階 (2割)	46,045	45,900	25,650	117,595
	第4段階 (3割)	69,067	45,900	25,650	140,617
要介護2	第1段階	25,416	9,000	0	34,416
	第2段階	25,416	11,700	11,100	48,216
	第3段階①	25,416	19,500	11,100	56,016
	第3段階②	25,416	40,800	11,100	77,316
	第4段階 (1割)	25,416	45,900	25,650	96,966
	第4段階 (2割)	50,833	45,900	25,650	122,383
	第4段階 (3割)	76,249	45,900	25,650	147,799
要介護3	第1段階	27,913	9,000	0	36,913
	第2段階	27,913	11,700	11,100	50,713
	第3段階①	27,913	19,500	11,100	58,513
	第3段階②	27,913	40,800	11,100	79,813
	第4段階 (1割)	27,913	45,900	25,650	99,463
	第4段階 (2割)	55,826	45,900	25,650	127,376
	第4段階 (3割)	83,739	45,900	25,650	155,289
要介護4	第1段階	30,307	9,000	0	39,307
	第2段階	30,307	11,700	11,100	53,107
	第3段階①	30,307	19,500	11,100	60,907
	第3段階②	30,307	40,800	11,100	82,207
	第4段階 (1割)	30,307	45,900	25,650	101,857
	第4段階 (2割)	60,614	45,900	25,650	132,164
	第4段階 (3割)	90,921	45,900	25,650	162,471
要介護5	第1段階	32,667	9,000	0	41,667
	第2段階	32,667	11,700	11,100	55,467
	第3段階①	32,667	19,500	11,100	63,267
	第3段階②	32,667	40,800	11,100	84,567
	第4段階 (1割)	32,667	45,900	25,650	104,217
	第4段階 (2割)	65,333	45,900	25,650	136,883
	第4段階 (3割)	98,000	45,900	25,650	169,550

※処遇改善加算 (8.3%)、特定処遇改善加算 (2.7%)、介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%)
が含まれています

※別途、金銭管理料 (2,000円) が必要となります

寿海荘 施設利用料金表

利用者 負担段階について	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者 ※本人の預貯金等総額が1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）であること
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人 ※本人の預貯金等総額が650万円以下（夫婦の場合は1,650万円以下）であること
第3段階①	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 ※本人の預貯金等総額が550万円以下（夫婦の場合は1,550万円以下）であること
第3段階②	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人 ※本人の預貯金等総額が500万円以下（夫婦の場合は1,500万円以下）であること
第4段階	課税世帯 ※一定所得以上の方は2割負担、3割負担となります
注意事項	給付制限により、利用者負担額が3割または4割に引き上げられた方は要件を満たしても減額の対象になりません。 預貯金等総額は、世帯別の配偶者、内縁も含みます。

高額サービス費制度について

区分	負担の上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等年金収入額+その他の	24,600円（世帯）
合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）